

糸満市葬祭場等の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、葬祭場等の設置等に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣関係住民等に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業主と近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、もって良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場等 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設（宗教施設、ホテル等を除く。）又は遺体を保管する施設（病院その他の医療施設を除く。）であって次に掲げるものをいう。

ア 葬祭場 通夜、葬儀又は告別式を執り行うための式場であり、不特定多数の者が利用する集会施設をいう。

イ 遺体保管所 葬儀等を行う施設を持たず、業として遺体の保管又は安置（運送契約に基づく一時保管を含む。）をする施設をいう。

ウ エンバーミング施設 葬儀等を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。

(2) 葬祭場等の設置 新築、増築（葬儀若しくは告別式が行われる部分又は遺体保管所及びエンバーミング施設の床面積が増加する場合に限る。建築物の使用方法の変更において同じ。）、改築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。

(3) 事業主 葬祭場等の設置又は管理運営をしようとする者をいう。

(4) 近隣関係住民等 葬祭場等の敷地境界から水平距離が100メートルの範囲内にあ
る土地又は建築物の所有者及び占有者並びにその範囲に存する商工会関係者等及び自治会等の長をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、周辺の住環境、生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、第9条に規定する環境整備事項及び第10条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう葬祭場等の設置又は管理運営を行い、近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、第7条第1項に規定する標識を設置する前に、事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、当該事業の計画内容及び設置理由並びにこの告示に定める事項について協議を行うものとする。

2 前項の規定により協議を必要とする事項は、葬祭場等を設置する目的及び理由並びに計画内容のうち第8条に規定する説明会等、第9条に規定する環境整備事項及び第10条に規定する管理運営事項その他重要な事業の計画内容とする。

(協定の締結)

第6条 事業主は、前条の規定による協議により、市長との合意に達した場合は、協定書（様式第2号）により合意事項について市長と協定を締結するものとする。

（標識の設置等）

第7条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、事業計画の内容を近隣関係住民等に周知させるため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識（様式第3号）を設置し、その旨を標識設置（変更）届（様式第4号）により市長に提出するものとする。

2 前項の標識は、次に掲げる日のうち最も早い日を起算日として、少なくとも60日前から設置するものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請（以下「確認申請」という。）の日

(2) 確認申請に伴う許可（建築基準関係規定によるものを含む。）又は認定の手続を行おうとする日

(3) 葬祭場等の設置に係る工事を着工する日

(4) 葬祭場等の営業を開始する日

3 第1項に規定する標識は、第11条の規定による設置完了報告書の提出をする日までの間、設置するものとする。

（説明会等）

第8条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、前条第1項に規定する標識を設置した日から14日を経過した日以後速やかに、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会、戸別訪問等（以下「説明会等」という。）の方法により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

(1) 葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物、自動車駐車場等及び付近の建築物の位置の概要

(2) 葬祭場等の規模、構造及び用途

(3) 葬祭場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響とその対策

(4) 葬祭場等の工期、工法及び作業方法

(5) 葬祭場等の工事による危害防止策

(6) 葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

2 事業主は、近隣関係住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催しなければならない。

3 事業主は、前2項の規定により説明会等を行ったときは、その内容について近隣関係住民等説明報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

4 事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営によって生じる全ての紛争等について、解決するために誠意をもって対応するものとする。

（環境整備事項）

第9条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

(1) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員6メートル以上接すること。

(2) 葬祭場等の外壁やこれに代わる柱等の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地からの当該施設への眺望に対し、開口部の位置等に樹木による緑化等や目隠しフェンス等により隣地に対して配慮すること。

(3) 葬祭場等の敷地内は、樹木等により緑化の推進に努めること。

(4) 葬祭場等の自動車駐車場は、当該建築物の規模に応じて適切に敷地内又はその近傍地に確保すること。

(5) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、霊きゅう車、マイクロバスその他の葬儀の用に供する車両のための駐車場を確保し、ストレッチャーひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保すること。

(6) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営事項)

第10条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するものとするほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) 供花及び花環等は、原則として建物内に設置すること。

(2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと。

(3) 遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、敷地内で行い、遺体又はひつぎが当該葬祭場等の外部から視認されないよう配慮すること。

(4) 葬儀等に関する音が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策を行うこと。

(5) 線香の臭気等が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防臭対策を行うこと。

(6) 廃棄物及び排水を適正に処理すること。

(7) 葬儀等の際、周辺道路の状況により交通渋滞が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は必要に応じて近隣の駐車場を確保し案内する等、交通誘導員を配置し交通渋滞の防止策及び事故の防止に努めること。

(8) 管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

(9) 近傍地周辺の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。

(10) 周辺に事業所等がある場合は、会葬その他により、営業の妨げになる行為等のないこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(葬祭場等の設置完了の報告)

第11条 事業主は、第5条第1項の規定により事前協議書を提出した葬祭場等の設置が完了したときは、遅延なく設置完了報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(計画変更及び事業主変更)

第12条 事業主は、第5条第1項の規定により提出した事前協議書に係る葬祭場等の計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに計画変更届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 事業主は、第5条第1項の規定により提出した事前協議書に係る葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この告示に基づき締結した協定の内容等について、譲受人又は賃借人に周知し、及び継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

(勧告及び公表)

第13条 市長は、第5条の規定による協議を行わない事業主、同条の規定による協議において合意に達しなかった事業主（協議中の事業主を含む。）又は第6条の規定により締結した協定の合意事項を実行しない事業主に対して、必要な措置を採るよう勧告をすることが

できる。

2 市長は、事業主が前項の規定による必要な措置を採らないときは、事実の公表等必要な措置を採ることができる。

3 市長は、前項の規定により事実の公表を行う場合において、あらかじめ公表する者に対し、書面をもって公表する内容及び理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。